

学校法人大妻学院公益通報規程

平成 28 年 5 月 31 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、学校法人大妻学院（以下「学院」という）のコンプライアンス強化に資することを目的とする。

(窓口)

第 2 条 教職員等からの通報受付及び法令違反に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「通報等窓口」という）を総務グループに設置する。

2 学院は前項の他に理事長が指定する機関を外部通報・相談窓口とすることができる。

(通報の方法)

第 3 条 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・書面・面会とする。

2 公益通報は、十分な調査や適切なフィードバックのため原則として、実名で行うものとする。

3 匿名により公益通報がされた場合は、理事長と協議の上、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等があるときに限り、公益通報として受け付ける。ただし、匿名による場合、十分な調査や通報者の保護、適切なフィードバックを実施できない場合がある。

(通報者及び相談者)

第 4 条 通報等窓口の利用者は、学院の教職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者も含む。）及び学院の取引事業者の労働者とする。

(調査)

第 5 条 通報された事項に関する事実関係の調査は調査委員が行う。

2 理事長は、事案ごとに調査委員を複数指名する。

(協力義務)

第 6 条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査委員に協力しなければならない。

(是正措置)

第 7 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学院は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第 8 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学院は当該行為に関与した者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第 9 条 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従って処分を課す

ことができる。

(個人情報の保護)

第 10 条 学院及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。学院は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(通知)

第 11 条 学院は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。学院は、そのような通報を行った者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(専門家の関与)

第 13 条 理事長は、公益通報等の取扱いにおいて、必要に応じ学内及び学外の専門家に調査を依頼し意見を求めることができる。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、総務グループが行う。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。